

# 1割負担用

## 特別養護老人ホーム菅名の里 利用料金表

### 介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)

<令和元年10月1日 現在>

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます(在宅時、五泉市に住所があった方は菅名の里・まおろしの郷にて代行手続きが可能です)。

#### 《第1段階利用者》

- ・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)  
※ ひと月30日で計算しています。

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制/月	1月計
要介護1	559	12	36	4	8	16	14	-	300	0	949	28,470	30	28,500
要介護2	627	12	36	4	8	16	14	-	300	0	1,017	30,510	30	30,540
要介護3	697	12	36	4	8	16	14	-	300	0	1,087	32,610	30	32,640
要介護4	765	12	36	4	8	16	14	-	300	0	1,155	34,650	30	34,680
要介護5	832	12	36	4	8	16	14	-	300	0	1,222	36,660	30	36,690

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第2段階利用者》

- ・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制	1月計
要介護1	559	12	36	4	8	16	14	-	390	370	1,409	42,270	30	42,300
要介護2	627	12	36	4	8	16	14	-	390	370	1,477	44,310	30	44,340
要介護3	697	12	36	4	8	16	14	-	390	370	1,547	46,410	30	46,440
要介護4	765	12	36	4	8	16	14	-	390	370	1,615	48,450	30	48,480
要介護5	832	12	36	4	8	16	14	-	390	370	1,682	50,460	30	50,490

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第3段階利用者》

- ・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制	1月計
要介護1	559	12	36	4	8	16	14	-	650	370	1,669	50,070	30	50,100
要介護2	627	12	36	4	8	16	14	-	650	370	1,737	52,110	30	52,140
要介護3	697	12	36	4	8	16	14	-	650	370	1,807	54,210	30	54,240
要介護4	765	12	36	4	8	16	14	-	650	370	1,875	56,250	30	56,280
要介護5	832	12	36	4	8	16	14	-	650	370	1,942	58,260	30	58,290

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《基準費用額》

- ・市町村民税課税者
- ・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制	1月計
要介護1	559	12	36	4	8	16	14	-	1392	855	2,896	86,880	30	86,910
要介護2	627	12	36	4	8	16	14	-	1392	855	2,964	88,920	30	88,950
要介護3	697	12	36	4	8	16	14	-	1392	855	3,034	91,020	30	91,050
要介護4	765	12	36	4	8	16	14	-	1392	855	3,102	93,060	30	93,090
要介護5	832	12	36	4	8	16	14	-	1392	855	3,169	95,070	30	95,100

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

- ・市民税課税者(課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯で383万円)以上などの現役並み食に相当する方)

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

その他加算			
初期加算	30/日	看取り介護加算	
外泊時加算	246/日	・死亡日以前4日以上30日以下	144
経口移行加算	28/日	・死亡日の前日、前々日	680
経口維持加算(Ⅰ)	400/月	・死亡日	1,280
経口維持加算(Ⅱ)	100/月	低栄養リスク改善加算	300/月
療養食加算	6/回	再入所時栄養連携加算	400/月
排せつ支援加算	100/月	褥瘡マネジメント加算	10/月

#### 《実費》

その他個人の嗜好によるもの	実費
---------------	----

#### 《補足》

処遇改善加算Ⅲ =  
(基本料金+全ての加算)×0.033

# 2割負担用

## 特別養護老人ホーム菅名の里 利用料金表

### 介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)

<令和元年10月1日 現在>

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます(在宅時、五泉市に住所があった方は菅名の里・まおろしの郷にて代行手続きが可能です)。

#### 《第1段階利用者》

- ・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)  
※ ひと月30日で計算しています。

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制/月	1月計
要介護1	1118	24	72	8	16	32	28	-	300	0	1,598	47,940	60	48,000
要介護2	1254	24	72	8	16	32	28	-	300	0	1,734	52,020	60	52,080
要介護3	1394	24	72	8	16	32	28	-	300	0	1,874	56,220	60	56,280
要介護4	1530	24	72	8	16	32	28	-	300	0	2,010	60,300	60	60,360
要介護5	1664	24	72	8	16	32	28	-	300	0	2,144	64,320	60	64,380

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第2段階利用者》

- ・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制	1月計
要介護1	1118	24	72	8	16	32	28	-	390	370	2,058	61,740	60	61,800
要介護2	1254	24	72	8	16	32	28	-	390	370	2,194	65,820	60	65,880
要介護3	1394	24	72	8	16	32	28	-	390	370	2,334	70,020	60	70,080
要介護4	1530	24	72	8	16	32	28	-	390	370	2,470	74,100	60	74,160
要介護5	1664	24	72	8	16	32	28	-	390	370	2,604	78,120	60	78,180

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第3段階利用者》

- ・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制	1月計
要介護1	1118	24	72	8	16	32	28	-	650	370	2,318	69,540	60	69,600
要介護2	1254	24	72	8	16	32	28	-	650	370	2,454	73,620	60	73,680
要介護3	1394	24	72	8	16	32	28	-	650	370	2,594	77,820	60	77,880
要介護4	1530	24	72	8	16	32	28	-	650	370	2,730	81,900	60	81,960
要介護5	1664	24	72	8	16	32	28	-	650	370	2,864	85,920	60	85,980

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《基準費用額》

- ・市町村民税課税者
- ・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制	1月計
要介護1	1118	24	72	8	16	32	28	-	1392	855	3,545	106,350	60	106,410
要介護2	1254	24	72	8	16	32	28	-	1392	855	3,681	110,430	60	110,490
要介護3	1394	24	72	8	16	32	28	-	1392	855	3,821	114,630	60	114,690
要介護4	1530	24	72	8	16	32	28	-	1392	855	3,957	118,710	60	118,770
要介護5	1664	24	72	8	16	32	28	-	1392	855	4,091	122,730	60	122,790

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

- ・市民税課税者(課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯で383万円)以上などの現役並み食に相当する方)

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

その他加算			
初期加算	60/日	看取り介護加算	
外泊時加算	492/日	・死亡日以前4日以上30日以下	288
経口移行加算	56/日	・死亡日の前日、前々日	1360
経口維持加算(Ⅰ)	800/月	・死亡日	2,560
経口維持加算(Ⅱ)	200/月	低栄養リスク改善加算	600/月
療養食加算	12/回	再入所時栄養連携加算	800/月
排せつ支援加算	200/月	褥瘡マネジメント加算	20/月

#### 《実費》

その他個人の嗜好によるもの	実費
---------------	----

#### 《補足》

処遇改善加算Ⅲ =  
(基本料金+全ての加算)×0.033

# 3割負担用

## 特別養護老人ホーム菅名の里 利用料金表

### 介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)

<令和元年10月1日 現在>

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます(在宅時、五泉市に住所があった方は菅名の里・まおろしの郷にて代行手続が可能です)。

#### 《第1段階利用者》

- ・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)  
※ ひと月30日で計算しています。

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制/月	1月計
要介護1	1677	36	108	12	24	48	42	-	300	0	2,247	67,410	90	67,500
要介護2	1881	36	108	12	24	48	42	-	300	0	2,451	73,530	90	73,620
要介護3	2091	36	108	12	24	48	42	-	300	0	2,661	79,830	90	79,920
要介護4	2295	36	108	12	24	48	42	-	300	0	2,865	85,950	90	86,040
要介護5	2496	36	108	12	24	48	42	-	300	0	3,066	91,980	90	92,070

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第2段階利用者》

- ・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制	1月計
要介護1	1677	36	108	12	24	48	42	-	390	370	2,707	81,210	90	81,300
要介護2	1881	36	108	12	24	48	42	-	390	370	2,911	87,330	90	87,420
要介護3	2091	36	108	12	24	48	42	-	390	370	3,121	93,630	90	93,720
要介護4	2295	36	108	12	24	48	42	-	390	370	3,325	99,750	90	99,840
要介護5	2496	36	108	12	24	48	42	-	390	370	3,526	105,780	90	105,870

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

#### 《第3段階利用者》

- ・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制	1月計
要介護1	1677	36	108	12	24	48	42	-	650	370	2,967	89,010	90	89,100
要介護2	1881	36	108	12	24	48	42	-	650	370	3,171	95,130	90	95,220
要介護3	2091	36	108	12	24	48	42	-	650	370	3,381	101,430	90	101,520
要介護4	2295	36	108	12	24	48	42	-	650	370	3,585	107,550	90	107,640
要介護5	2496	36	108	12	24	48	42	-	650	370	3,786	113,580	90	113,670

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

#### 《基準費用額》

- ・市町村民税課税者
- ・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	処遇改善Ⅲ	食事代	居室代	1日小計	×30	口腔体制	1月計
要介護1	1677	36	108	12	24	48	42	-	1392	855	4,194	125,820	90	125,910
要介護2	1881	36	108	12	24	48	42	-	1392	855	4,398	131,940	90	132,030
要介護3	2091	36	108	12	24	48	42	-	1392	855	4,608	138,240	90	138,330
要介護4	2295	36	108	12	24	48	42	-	1392	855	4,812	144,360	90	144,450
要介護5	2496	36	108	12	24	48	42	-	1392	855	5,013	150,390	90	150,480

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

- ・市民税課税者(課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯で383万円)以上などの現役並み食に相当する方)

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

その他加算	
初期加算	90/日
外泊時加算	738/日
経口移行加算	84/日
経口維持加算(Ⅰ)	1200/月
経口維持加算(Ⅱ)	300/月
療養食加算	18/回
排せつ支援加算	300/月
看取り介護加算	
・死亡日以前4日以上30日以下	432
・死亡日の前日、前々日	2040
・死亡日	3,840
低栄養リスク改善加算	900/月
再入所時栄養連携加算	1200/月
褥瘡マネジメント加算	30/月

#### 《実費》

その他個人の嗜好によるもの	実費
---------------	----

#### 《補足》

処遇改善加算Ⅲ =  
(基本料金+全ての加算)×0.033